

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本庄市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県本庄市長

公表日

令和5年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>○事務全体の概要 介護保険法に基づき1号被保険者に対して、介護保険料を賦課し徴収する。要介護認定の申請情報・結果等に係る事務を行い、介護保険サービスを受けた要介護被保険者に対し保険給付を支給する。また、保険料滞納者に対して保険給付の制限等を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者資格の管理②介護保険料の賦課、徴収及び管理③要介護認定申請の受理、資格確認、結果通知の送付④保険給付の支給管理
③システムの名称	介護保険システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 総務部行政管理課 電話 0495-25-1161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 福祉部介護保険課 電話 0495-25-1719

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一の68の項	番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
平成28年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事後	
平成29年9月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健部介護保険課 介護保険課長 須賀 正樹	保健部介護保険課 介護保険課長 浅見 栄一	事後	
平成29年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117, 120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事後	
平成30年9月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 浅見 栄一	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	事後	
平成30年9月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年9月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 保健部介護保険課 電話 0495-25-1719	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 福祉部介護保険課 電話 0495-25-1719	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年5月16日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年5月16日時点	事後	
令和1年10月7日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和1年10月7日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	接続しない(入手) 接続しない(提供)	十分である(入手) 十分である(提供)	事後	
令和1年10月7日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月16日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月16日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年8月31日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年8月31日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和2年8月31日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事後	
令和3年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	